総務委員会資料

- 1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明
- (1) 議案第155号 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定について (財政局に関する部分)

資料 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の概要

令和2年11月18日 財 政 局

川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正する条例

川崎市債権管理条例 (財政局所管)

川崎市国民健康保険条例・川崎市後期高齢者医療に関する条例・川崎市介護保険条例(健康福祉局所管)

2 改正内容

租税特別措置法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うもの

(1) 延滞金の特例基準割合の名称を改めるもの

改正前	特例基準割合
改正後	延滞金特例基準割合

(2) 財務大臣が告示する割合に「平均貸付割合」という名称を付すもの

改正前	当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合
改正後	平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)

※延滞金特例基準割合について

財務大臣が告示する平均貸付割合に所定の率を加算したもの。延滞金算出の基礎となる割合



3 施行期日

令和3年1月1日

川崎市債権管理条例 新旧対照表

債権管理条例(改正後)	債権管理条例 (改正前)
○川崎市債権管理条例	○川崎市債権管理条例
平成25年10月8日条例第42号	平成25年10月8日条例第42号
附則	附 則
$1\sim 2$ 略	$1\sim 2$ 略
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
3 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合	3 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合
及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金</u>	及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の
特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)	特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。) に年1パーセントの割	第93条第2項 <u>の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割
合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満た	合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満た
ない場合には、その年中にお	ない場合には、その年 <u>(以下「特例基準割合適用年」という。)</u> 中にお
いては、年14.6パーセントの割合にあっては <u>その年</u> に	いては、年14.6パーセントの割合にあっては <u>当該特例基準割合適用年</u> に
おける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と	おける 特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と
し、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パ	し、年7.3パーセントの割合にあっては当該 特例基準割合に年1パ
ーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの	ーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの
割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。